# 君津市緑の基本計画 概要版（案）

## 第１章　計画の基本的な考え方

### 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第４条に基づき、市町村が主に都市計画区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

### 計画期間

令和９年度から２７年度まで

### 計画の対象区域

君津都市計画区域（５，３１７ｈａ）

### 計画の位置づけ

緑の基本計画は、君津市の上位計画である総合計画・都市計画マスタープランを上位計画とし、環境基本計画等の関連計画等と整合・連携を図るものとします。

## 第２章　緑の現況と課題

### 都市の概況

施設緑地の総量は増加し、地域制緑地は概ね保全されています。

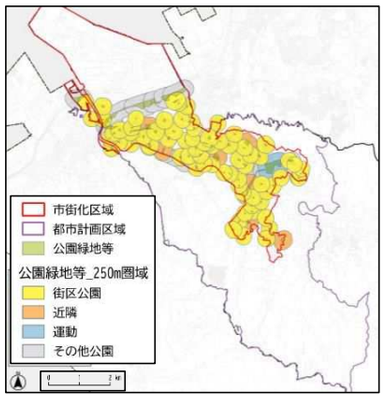
■施設緑地、地域制緑地の総量

| | 平成13年（計画策定時） | | 令和２年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 箇所 | 面積（ha） | 箇所 | 面積（ha） |
| 施設緑地総計 | 129 | 121.7 | 146 | 151.4 |
| 地域制緑地総計 | 34 | 720.2 | 43 | 800.7 |

### 都市公園の整備と維持管理・利活用の状況

地域住民向けの機能を有する街区公園が充実していますが、レクリエーション機能を担う大規模な公園は１箇所となっております。

■都市公園の配置状況




### 計画目標水準の達成状況

都市公園等については千葉県全体の平均値（令和６年３月末時点）である７．２㎡/人を上回る量を確保できています。

■緑地の確保目標水準

| | 令和２年(目標値) | 令和２年(実績値) |
|---|---|---|
| 計画対象区域 | 1,307.0ha（約24.6%確保） | 952.1ha（約17.9%確保） |
| 市街地 | 215.3ha（約8.7%確保） | 176.4ha（約8.3%確保） |

■都市公園等の整備の目標水準

| | 令和２年(目標値) | 令和２年(実績値) |
|---|---|---|
| 都市公園 | 17.1㎡/人 | 11.1㎡/人 |
| 都市公園等 | 34.7㎡/人 | 23.3㎡/人 |

### 緑の課題

■緑の保全
- 法規制による保全、適切な維持管理
- 良好な農地を保全、適切な維持管理

■緑の創出・質の向上
- 公園の配置・機能の見直し、公園施設の更新・修繕
- 内みのわ運動公園、（仮称）貞元総合公園の整備
- 街路樹、植栽帯の適切な維持管理

■協働による緑の育成
- ボランティア団体への育成・支援
- 緑化に関する意識の向上、緑化に関わる人材の育成

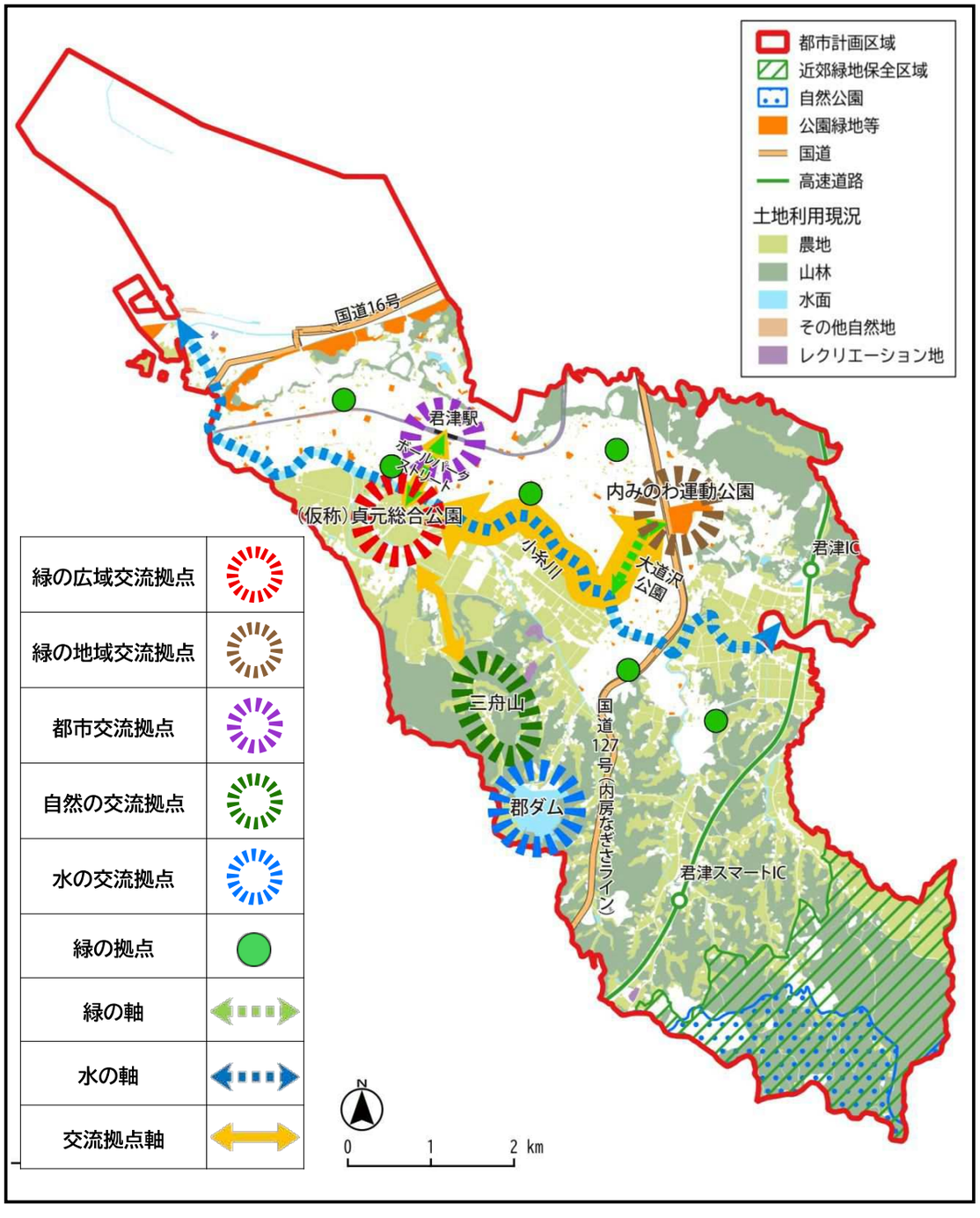
## 第３章　計画の基本方針

### 基本理念

**豊かなみどりが　しあわせ育むまち　きみつ**
**－ともにつくり、育て、活かす　まちのみどり－**

### 緑の将来像

■緑の将来像図



## 基本方針

基本理念に基づき、対象区域で実施する施策の基本的な考え方として、３つの基本方針を示します。

### 基本方針１　緑の保全

本市の森林や農地、河川などのまとまりある緑は法令により保全されています。今後も適切に維持管理・活用しながら保全します。都市的土地利用の必要性が生じた場合には、関連計画との整合を図り、周辺の自然環境と調和した計画的な土地利用を推進します。

### 基本方針２　緑の創出・質の向上

都市公園は量的には充実しているものの、一方で不足している機能の強化や、人口構造の変化・新たなニーズに対応した配置・機能の見直しにより、緑の質の向上を図ります。また、市街地の緑の創出の推進に加え、目に見える緑の創出を図ります。

### 基本方針３　協働による緑の育成

人口減少・高齢化の進行や、限られた財源の中で、変化するニーズに対応しつつ、緑の維持管理・活用を進めるため、住民や民間など多様な主体の参画・連携を促進します。また、意識啓発や人材育成により民間の緑化活動を推進します。

## 緑地の計画目標水準

計画目標水準として、最新の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と連携した数値である、以下の目標値を設定します。

■ 緑地の確保目標水準

| | 令和７年（現在値） | 令和17年（中間目標値） | 令和27年（最終目標値） |
|---|---|---|---|
| 計画対象区域（君津都市計画区域） | 951.5ha 約17.9%確保 | 965.5ha 約18.2%確保 | 978.7ha 約18.4%確保 |
| 市街地 | 175.8ha 約8.2%確保 | 175.8ha 約8.2%確保 | 189.0ha 約8.9%確保 |

■ 都市公園等の整備の目標水準

| | 令和７年（現在値） | 令和17年（中間目標値） | 令和27年（最終目標値） |
|---|---|---|---|
| 都市公園 | 11.5㎡/人 | 16.7㎡/人 | 23.7㎡/人 |
| 都市公園等 | 24.1㎡/人 | 31.8㎡/人 | 42.0㎡/人 |

# 第４章　緑の保全及び緑化推進のための施策

## 基本方針１　緑の保全

■具体的な施策

１）法に基づく緑の保全

**1-1　骨格的な緑である森林・樹林地の保全**
- ○森林法・自然公園法等による保全
- ○三舟山について、身近な自然環境として保全、自然的景観や眺望・散策を楽しめる場所として利活用

**1-2　農地の保全と利活用の促進**
- ○農地集積の推進や多面的機能の発揮に資する利活用の推進
- ○生産緑地の保全
- ○周辺の自然環境との調和に配慮した計画的な土地利用の推進

**1-3　水辺環境の保全と利活用の推進**
- ○小糸川沿岸歩行者専用道の利活用
- ○郡ダムの利活用

２）市街地の緑化推進

**1-4　民間との協働による緑地の保全**
- ○条例の活用による緑地の保全や「自然共生サイト」等の制度の周知

## 基本方針２　緑の創出・質の向上

■具体的な施策

１）都市公園のマネジメントや利活用

**2-1　本市の活性化を牽引する大規模公園（総合公園等）の整備やリニューアル**
- ○プロスポーツ観戦のできる野球場を核とし、レクリエーション機能を担う（仮称）貞元総合公園の整備
- ○内みのわ運動公園のリニューアル整備
- ○防災機能の強化

**2-2　身近な公園（街区公園等）の整備や配置・機能等の見直し**
- ○街区公園の配置・機能等の見直し
- ○身近な公園の利用ルール作りの検討

**2-3　公園施設の長寿命化・計画的な維持管理・改修**
- ○公園施設長寿命化計画に基づく計画的な改修、予防保全型の維持管理

**2-4　緩衝緑地の保全**
- ○君津緩衝緑地の保全と適切な維持管理

**2-5　緑道・散策路等による緑のネットワーク形成**
- ○緑道等を活用した回遊性向上等による緑のネットワークの形成

２）市街地の緑化推進

**2-6　道路緑化の推進**
- ○街路樹の適切な配置と維持管理

**2-7　市民や民間企業による民有地の緑化推進**
- ○開発行為における緑化

## 基本方針３　協働による緑の育成

■具体的な施策

１）多様な主体による利活用

**3-1　多様な主体による都市公園の管理運営・利活用**
- ○民間事業者による大規模な公園の再整備や管理運営業
- ○公園ボランティア団体等による身近な公園の管理運営
- ○住民・地域ニーズを反映した公園のリニューアル

２）緑の意識啓発

**3-2　緑の普及啓発活動や人材育成の推進**
- ○緑化を担う人材育成の推進

# 第５章　計画の推進に向けて

## 計画の進行管理の考え方

■計画の進行管理

本計画の進行管理については、市の現況や社会情勢の変化に対応するために、ＰＤＣＡサイクルの考え方を循環させることで、継続的な計画の見直しを図ります。

■計画の見直し

本計画の見直しについては、取組の進行管理の結果を踏まえ、計画期間の中間年次、計画期間終了時に行うことを基本とします。

このほか、社会経済情勢の変化や市民意識の変化、本市の総合計画等の上位計画の改定状況等を踏まえ、必要な時期に見直しを行います。

## 計画の推進に向けて

市民、行政、民間事業者それぞれが役割を認識しつつ、連携・協力できる体制づくりを図ります。